

平成30年3月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

平成30年3月7日 水曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

| | | |
|-----|-----|-----|
| 1番 | 山口 | 隆 |
| 2番 | 田口 | 一信 |
| 3番 | 三岳 | 昇 |
| 4番 | 久保田 | 和惠 |
| 5番 | 毛利 | 喜信 |
| 6番 | 堀田 | 一徳 |
| 7番 | 堀池 | 浩 |
| 8番 | 波戸 | 勇則 |
| 9番 | 小谷 | 龍一郎 |
| 10番 | 高以良 | 壽人 |
| 11番 | 小田 | 成実 |
| 12番 | 福田 | 徹 |
| 13番 | 村井 | 達己 |
| 14番 | 初手 | 安幸 |

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | |
|-------|-------|---|
| 事務局 長 | 三 岳 | 昭 |
| 書 記 | 石 川 純 | 一 |

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------------------|---------|
| 町 長 | 山 口 文 夫 |
| 副 町 長 | 山 口 誠 実 |
| 教 育 長 | 竹 下 修 治 |
| 総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長 | 住 吉 克 己 |
| 企 画 財 政 課 長 | 大 川 豊 文 |
| 地 域 政 策 課 長 | 野 上 英 了 |
| 税 務 課 長 | 川 内 和 哉 |
| 健 康 推 進 課 長 | 成 富 浩 樹 |
| 会 計 課 長 | 末 永 安 江 |
| 住 民 福 祉 課 長 | 荒 木 俊 行 |
| 農 林 水 産 課 長 兼農業委員会事務局長 | 照 本 茂 法 |
| 建 設 課 長 | 廣 田 洋 一 |
| ダ ム 対 策 室 長 | 福 田 多 肥 |
| 水 道 課 長 | 太 田 啓 寛 |
| 教 育 次 長 | 吉 永 文 典 |
| 行 政 係 長 | 中 原 敬 介 |

議事日程

- | | | |
|-----|--------|-------------------------------------|
| 第1 | 発委第1号 | 町長の専決処分の指定に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第2 | 同意第1号 | 川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 |
| 第3 | 議案第1号 | 平成29年度川棚町一般会計補正予算（第6回） |
| 第4 | 議案第2号 | 平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回） |
| 第5 | 議案第3号 | 平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回） |
| 第6 | 議案第4号 | 平成29年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回） |
| 第7 | 議案第5号 | 平成29年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回） |
| 第8 | 議案第6号 | 平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回） |
| 第9 | 議案第7号 | 平成29年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回） |
| 第10 | 議案第8号 | 川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 議案第9号 | 川棚町都市公園条例の一部を改正する条例 |
| 第12 | 議案第10号 | 川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 第13 | 議案第11号 | 川棚町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 第14 | 議案第12号 | 川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例 |
| 第15 | 議案第13号 | 川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第16 | 議案第14号 | 公有水面埋立の件 |

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1、発委第1号「町長の専決処分の指定に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長 おはようございます。平成30年3月6日。川棚町議会議長初手安幸様。提出者、議会運営委員会委員長三岳昇。町長の専決処分の指定に関する条例の一部を改正する条例の提出について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

それでは発委第1号「町長の専決処分の指定に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由の説明をいたします。この条例は、平成13年3月議会において議員発議として提案、可決され、同年4月1日から施行されております。その後、第2条専決事項関係で、条例の改正が必要な場合は、議会運営委員長が発議して提出し、一部改正を行ってきたところであります。

今回提案するのは、地方自治法第96条に議決事件として列挙されている第1号「条例を設け又は改廃すること。」に関するもので、法律等の改正により条例改正が必要となった場合、既設条例中にその趣旨に変更を及ぼさない程度の当該法令の題名、条項、用語に係る規定の改正又は字句の修正することを、町長において専決処分にすることができる事項に追加しようとするものです。

したがって、第2条に6号として、「既設条例の趣旨に変更を及ぼさない程度において、引用法令の改廃に伴う当該法令の題名、条項若しくは用語に係る規定の改正又は字句の修正をすること。」を加えるものです。

なお、附則で「この条例は、公布の日から施行する。」としております。

以上、提案理由の説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。よろしいですか。はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発委第1号「町長の専決処分の指定に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、発委第1号「町長の専決処分の指定に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10:04)

議 長 次に日程第2、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町 長 皆様おはようございます。同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」についての提案理由をご説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員につきましては、3人の委員を選任しておりますが、任期は3年で3人の委員の任期はそれぞれ異なっておりますので、毎年、委員の選任議案を提出しているところであります。

そこで今回、現職の委員であります山口博昭氏の任期が平成30年3月31日をもって満了となりますので、同氏を再任したく提案するものであります。

同氏は川棚町百津郷591番地3にお住まいで、昭和24年9月7日生まれの68歳でございます。また、同氏はこれまで9期27年間委員を務められており、固定資産評価の審査について豊富な経験を有しておられ、委員として適任と判断されますので、提案をするものであります。

なお、任期につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間となります。

以上、提案いたしますので、ご審議のうえ、ご同意くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10:08)

議 長 次に日程第3、議案第1号「平成29年度川棚町一般会計補正予算(第6回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第1号「平成29年度川棚町一般会計補正予算(第6回)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,105万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を58億5,221万7,000円にしようとするものであります。併せて地方債の補正を行うものであります。

今回の補正の主なものとしては、歳入においては使用料及び手数料における決算を見込んだ増額、国県支出金の決定等による増減、実績に基づく財産収入並びに寄附金の増額、基金繰入金の減額などであります。

また、歳出においては各事業における決算を見込んだ減額補正や、今後必要とする経費の追加計上などであります。

補正予算の詳細につきましては企画財政課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。おはようございます。それでは補正予算第6回の内容についてご説明いたします。

なお、今回の補正予算におきましては、歳出においては決算を見込んだ事業費の執行残、落札減などによる不用額の減額が多くを占めます。また、歳入におきましても事業費の決算見込みに伴う減額が大半を占めております。また、増額についても不足額を補う少額の追加が多くありますので、それらものにつきましては簡略にて説明させていただくということで、あらかじめご了解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは事項別明細書の歳出からご説明いたします。28ページ、29ページをお開きください。

まず、1款議会費であります。議会費85万円の減であります。これは9節及び14節の減であります。これは不用額を、見込まれる不用額の減であります。そして事務局費につきましては4節、7節において不足が見込まれますので増額を行うものであります。次のページをお願いいたします。

2款総務費であります。1項1目一般管理費であります。説明欄の一般管理費69万3,000円の減額であります。内訳としましては3節の14万9,000円の減。13節のうちの60万8,000円の減額。28節、これは6万4,000円の追加であります。これにつきましては不用額を見込んだ減、そして28節につきましては、水道企業職員の児童手当の増額がっておりますので手当とするものであります。

次に庁舎管理費であります。これは内訳としましては11節が100万円の減、これは光熱水費、電気料の減、不用額と見込まれる分の減であります。そして15節150万円の減額であります。これは空調工事が完了いたしました、執行残を減額するものであります。

続きまして新庁舎建設事業費370万円の減額であります。これはすべて委託料、13節になります。これはボーリング調査を予定しておりましたが、執行しておりませんので減をするものであります。

続きまして秘書広報費は財源内訳だけの補正であります。

次に4目会計管理費、こちらはコンビニ収納手数料の不用額が見込まれる分の減額であります。

続きまして6目企画費、こちらも財源内訳のみの補正であります。

続きまして7目情報通信基盤整備事業費、光ブロードバンド基盤整備事業費であります。これは12月の補正以降に移設工事の発生がありまして、その分120万円の増額をするものであります。

8目電算管理費であります。まず一般管理費につきましては、9節及び18節の減、見込まれる不用額の減額であります。

次に社会保障・税番号制度導入費であります。これはすべて13節の181万4,000円の減額であります。こちらはマイナンバー制度の関連した住基システムの改修を予定しておりましたが、その一部につきましては30年度に対応するということに変更になりましたので、その分減額を行うものであります。

9目地域づくり事業費、説明欄の内訳にあります地域おこし協力隊事業費、農業振興、それと商工観光の分です。それぞれ隊員の離任に伴い不在期間が生じておりますので、その分の報酬、社会保険料、家賃等減額するものであります。なお、農業振興費につきましては不在期間が10ヶ月、商工観光分については6ヶ月となっております。

21目移住・定住促進事業費、こちら財源内訳のみの補正であります。次のページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費であります。総額で234万3,000円の減であります。こちらは育児休業による減額、そして臨時職員賃金、社会保険料等の不用額の減であります。

4項1目選挙管理委員会費であります。こちらは職員共済費の不足が見込まれますので8,000円増とするものであります。

5項統計調査費、1目統計調査総務費であります。こちらは旅費に不用額が見込まれますので、減額を行うものであります。

2目統計調査費であります。説明欄に記載のとおり5つの調査費について、これはすでに事業が終わっております。その実績に従いまして不用額を減とするものであります。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費、説明欄の社会福祉総務費7万2,000円の増であります。これは内訳があります。まず3節のうち4万5,000円の減額。そして4節3,000円の減額。そして8節につきましては20万円の増額であります。20万円の増額は在宅介護者見舞金、これに人数の増が生じておりますので増額を行うものであります。9節におきましては旅費の不用額の減でありまして、差引き7万2,000円の増とするものであります。

2番目の母子福祉医療であります。これはすべて14節となります。使用料及び賃借料において不用額が見込まれますので、20万円減とするものであります。

次の国民健康保険基盤安定費、これは28節であります。これは国保特別会計の補正に合わせた減額であります。

介護保険事業費であります。これも内訳がありまして、3節のうちの2万4,000円の減額であります。そして28節の72万9,000円の減額

であります。3節につきましては不用額の減、そして28節におきましては介護保険事業特別会計の補正に合わせた減額であります。

次の経済対策臨時福祉給付金給付事業費であります。これは19節であります。これも見込まれる不用額を減額とするものであります。

続きまして2目障害者福祉費であります。地域生活支援事業費、扶助費を30万円増額としております。これは今までの実績から不足が見込まれますので、日常生活用具給付費において不足が見込まれますので30万円増額対応するものであります。

5目国民年金事務費、こちらは見込まれる不用額の減であります。

2項1目児童福祉総務費、説明欄の児童福祉総務費であります。これはすべて3節の職員手当等の不用額の減であります。放課後児童健全育成児童費であります。こちらは15節工事請負費6万8,000円の減額、そして19節82万円の減額であります。これにつきましては見込まれる不用額を減額とするものであります。

次世代育成支援対策事業費45万9,000円の減であります。これはすべて19節になります。こちらは障害児保育事業補助におきまして実績に見合わせて減を行うものであります。

子ども・子育て支援事業費492万円、これも19節のみであります。これは延長保育事業などの補助実績に見合わせて減額であります。

3世代同居・近居促進事業費、こちらもすべて19節であります。これも実績見込みに合わせた減額であります。次のページをお願いいたします。

民生費の続きの2目児童措置費であります。まず保育所等給付費であります。こちらは19節を371万6,000円増額とするものであります。これは保育士等の待遇改善を行う予算を盛り込んだ国の補正予算が2月1日に成立をしておきまして、それに対応し、必要額を増額するものであります。

児童手当費であります。これは20節扶助費432万5,000円の減。これは実績に見合わせて減額を行うものであります。次のページをお願いいたします。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費。まず保健衛生総務費401万1,000円の減であります。こちらは2節、3節、4節、7節の減額であります。いずれも見込まれる人件費賃金等の減額を行うものであり

ます。

母子保健事業費45万円の増。こちらは12節になります。これは妊婦健診等におきまして、現在の実績から不足が見込まれますので増額を行うものであります。

国民健康保険事業費1万3,000円の減。これはすべて3節であります。これも不用額の減であります。

2目予防費であります。予防接種事業費60万円の増額であります。各種予防接種の今までの実績から不足が見込まれますので、60万円増額をするものであります。

5目環境衛生費、資源回収事業費35万円の減。これは今までの実績から見込まれる不用額を減とするものであります。

2項1目塵芥処理費153万円の増であります。こちらは繰出金、これが確定しましたのでそれに合わせて不足額の増を行うものであります。

2目し尿処理費であります。こちらも同様に東彼地区保健福祉組合の負担金の確定がしておりますので、それに合わせて減を行うものであります。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費であります。1項1目農業委員会費であります。1節報酬を53万2,000円増としております。こちらは農業委員及び推進委員に対する最適化交付金、成果払いの報酬として増額をするものであります。財源内訳にありますとおり、これは全額県支出金において措置されるものであります。

2目農業総務費であります。こちらは人件、職員手当共済費において過不足が生じる見込みですので増減を行い、相殺し12万円の増とするものであります。

3目農業振興費であります。まず、農業振興費9万6,000円の減。こちらは13節の減であります。これも見込まれる不用額の減であります。

次に長崎県農業振興事業費521万1,000円の減。これはすべて19節になります。これは補助対象施設の入札差額等により不用額が発生しておりますので、その分減額を行うものであります。

次に、米需給調整総合対策推進事業費10万円の減。これはすべて19節になります。これは県補助金の確定に合わせた減であります。

次に中山間地域等直接支払事業費 2 1 6 万円の増であります。これはすべて 1 9 節になります。こちらは超急傾斜農地管理加算事業に取り組むことによる増であります。

次に、多面的機能支払交付金事業費 2 3 万 6 , 0 0 0 円の減額。これはすべて 1 9 節であります。これは補助金の確定により、不用額を減とするものであります。

4 目畜産業費、畜産振興費において 3 万円の減。これは旅費の不用額を減額とするものであります。

5 目農地費、まず農地管理費 2 8 万円の減額であります。これは県営事業の未実施に合わせた減であります。

次に農道新設改良事業費であります。2 , 4 7 8 万 8 , 0 0 0 円の減額であります。これは県営事業、基幹農道川棚西部の実績に合わせた減であります。こちらにつきましては財源内訳にありますように、地方債の補正にも対応がしております。

次に用排水路事業費 2 6 万 2 , 0 0 0 円の減。これも事業実績に合わせた減額であります。

次に 2 項林業費、1 目林業総務費であります。需用費の 1 0 万円の減。これも見込まれる不用額を減するものであります。次のページをお願いいたします。

林業費の続きで松くい虫防除事業費 5 6 万 1 , 0 0 0 円の減額であります。これは大崎自然公園内の枯れ松の松くい虫防除を予定しておりましたが、今年は枯れ松の発生が少なく、事業実施が不要となりましたので減額をするものであります。

次に森林山村多面的機能発揮対策交付金事業費 1 3 6 万 5 , 0 0 0 円の減であります。これは当初、事業主体への補助金交付を町からと予定しておりましたが、それがすべて県協議会から交付という変更がっておりますので、その分減額を行うものであります。

3 項 2 目漁港管理費であります。漁港管理費において 1 3 節委託料 1 万 4 , 0 0 0 円増としております。これは漁港管理委託料において船籍数の増により不足が見込まれますので、その分増額を行うものであります。

3 項漁港建設費、漁村再生交付金事業費 1 0 0 万円の増であります。これ

はすべて15節工事請負費の増額であります。これは補助事業の追加が
しておりますので、それに合わせた増額であります。

そして水産物供給基盤機能保全事業費1,000万円の減であります。こ
れはすべて13節の減額であります。こちらは水産物供給基盤機能保全事業
の計画書作成業務におきまして落札減が生じておりますので、その分を減額
するものであります。

次の海岸堤防等老朽化対策事業費、これも13節の減であります。こちら
も計画書作成業務におきまして落札減が生じておりますので、減額を行うも
のであります。この漁港建設費におきましても、地方債補正の歳入において
生じてまいります。次のページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項1目商工総務費であります。69万7,00
0円の増であります。こちらは産業振興財団派遣職員の住居費、家賃、保険
料等につきまして、他節から流用して対応しておりましたが、その分につい
て今回補正を行うものであります。

3目観光費であります。335万1,000円の減額であります。事業
費につきましては不足が見込まれる分の増額であります。そして繰出金につ
きましては観光施設事業特別会計の補正予算に伴う減額であります。次の
ページをお願いいたします。

8款土木費であります。1項1目土木総務費5万2,000円の減。これ
は見込まれる不用額の減であります。

2項1目道路橋梁総務費であります。こちらにつきましても見込まれる不
用額の落札減があつておきまして、その分の不用額の減であります。

次に3目道路新設改良費であります。1,775万円の減額であります。
まず、このうち15節工事請負費1,700万円の減であります。こちらは町道小串新谷線改良工事におきまして、JRとの小串踏切鉄道用地に関わ
る協議に時間を要したため、年度内発注が困難になったので減額とするもの
であります。

17節公有財産購入費、これにつきましては用地取得が終わりまして、不
用額を減とするものであります。ここにおきましても財源内訳にありますよ
うに、地方債補正の減も生じてまいります。

3項2目ダム対策費であります。5,000円の減。これは見込まれる不

用額の減であります。

4項1目港湾管理費につきましては財源内訳のみの補正であります。

2目港湾建設費であります。2,035万9,000円の減額であります。いずれも県営事業負担金でありまして、県の事業実績による減であります。こちらも歳入の地方債補正にも生じてまいります。

5項都市計画費、2目公園管理費であります。公園管理費におきまして、委託料の110万円の減であります。主には緑化管理業務におきまして落札減が生じておりますので減額とするものであります。

3目公共下水道費であります。繰出金を763万6,000円減額しておりますが、これは下水道事業特別会計の補正に合わせた減額であります。

6目民間建築物吹付アスベスト改修事業費であります。25万円の減。これは申請実績がなかったのですべて減額とするものであります。次のページをお願いいたします。

6項住宅費、1目住宅管理費の安全・安心住まいづくり支援事業費であります。これにつきましても、耐震診断委託料を計上しておりましたが、実績がありませんでしたので減額をするものであります。次のページをお願いいたします。

9款消防費であります。1項1目常備消防費であります。464万5,000円の減であります。これは広域消防事務委託負担金におきまして、決定額に合わせた減額であります。

続きまして2目の非常備消防費であります。120万円の9節の増としております。こちらにつきましては火災出動の増加により、消防団員の出動費に不足が見込まれますので120万円増額をするものであります。

5目災害対策費であります。27万円の減額が見込まれる不用額の減であります。次のページをお願いいたします。

10款教育費であります。1項2目事務局費であります。45万5,000円の減。これは見込まれる不用額の減であります。

2項小学校費の1目学校管理費、川棚小学校管理費で20万円の減であります。これは11節、光熱水費の不用額の減であります。

石木小学校管理費60万円の減。これは内訳としましては7節賃金の不用額の減。残り30万円が光熱水費の減額であります。

2目教育振興費、川棚小学校教育振興費、扶助費20万円の減、これも見込まれる不用額の減であります。

3項中学校費、1目学校管理費、川棚中学校管理費、これも需用費の光熱水費において不用額が見込まれる分を減額としております。

2目教育振興費、川棚中学校教育振興費、扶助費40万円の減。これも見込まれる不用額の減であります。

5項1目社会教育総務費、社会教育総務費9万2,000円は3節であります。次の町自主文化事業費、これは13節です。いずれも見込まれる不用額の減であります。

2目公民館費、公民館総務管理費。これは工事実績、工事が完了し実績に合わせた不用額の減であります。

公会堂費、公会堂管理費の光熱水費に不用額が見込まれますので、減額を行うものであります。

続きまして6項保健体育費、3目体育館管理費であります。こちらも光熱水費、需用費の中の光熱水費に不用額が見込まれますので減額を行うものであります。

次の4目照明施設管理費、こちらも光熱水費及び修繕料に不用額が見込まれるので50万円減額としております。

7項学校給食共同施設共同調理場費、1目管理費であります。管理費55万5,000円の減。これは3節4万5,000円、12節46万円、14節5万円の減。これはいずれも見込まれる不用額の減であります。運営費70万円そして施設維持補修費11万1,000円の減。これも見込まれる不用額の減であります。次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費であります。1項1目農地農業施設災害復旧費、災害復旧費、委託料と工事請負費、これも事業完了しまして、執行残の不用額を減額とするものであります。

2項1目公共土木施設災害復旧費、こちらは中組里道災害におきまして補助を計上しておりましたが、地元地区への補助が完了いたしまして執行残を減額とするものであります。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。予備費につきましては歳入歳出の見合いにより調整を行ったものであります。次の60ページ、61ページは給与費明細を

お付けしておりますが、こちらにつきましては説明は省略とさせていただきます。

それでは歳入に移ります。8ページ、9ページをお願いいたします。

12款使用料及び手数料であります。こちらにつきましてはいずれも今までの実績からそれぞれ増が見込まれますので、その分増額をするものであります。詳細説明は省略とさせていただきます。

次に13款、次のページ、13款国庫支出金であります。国庫支出金におきましては交付額の決定、あるいは内示、もしくは歳出の増減に対応するものでありますので、個々の説明は省略ということでご了承願いたいと思います。12ページをお願いいたします。

14款県支出金であります。この県支出金におきましても、国庫支出金と同様に交付額の決定、内示、あるいは歳出の増減に対応するものでありますので、個々の説明は省略ということでご了承願いたいと思います。それでは18ページに移ります。

15款財産収入であります。1項1目財産貸付収入、土地貸付収入、そしてその下の2項1目不動産売払収入、土地売払収入であります。これはいずれも2月時点の実績に合わせた増額であります。次のページをお願いいたします。

16款寄附金であります。1項1目一般寄附金、そしてこちらは12月に300万円の寄附があっておりますので、それに合わせて増額を行っております。

5目農林水産業費寄附金、これは実績に合わせて歳入の減額を行ったものであります。次のページをお願いいたします。

17款繰入金であります。今回の補正予算におきまして財源不足が縮小しておりますので、それに見合う分の基金繰入金の解消を図ったものであります。

まず、1目下水道事業基金繰入金、こちらは8,000万円の減額、残は0となります。補正後の残は0となります。

そして減債基金繰入金。こちらは2,000万円の減額を行うものであります。補正後は8,000万となるものであります。次のページをお願いいたします。

19款諸収入であります。4項4目過年度収入549万7,000円、これも2月時点の実績に合わせた増額であります。

5目雑入におきましても2月時点の実績に合わせた増減を行うものであります。次のページをお願いいたします。

20款町債であります。3目農林水産債、そして4目土木債に補正が生じておりますが、いずれも歳出の事業費の減に伴うものであります。そして26ページの補正額をご覧いただきたいと思いますが、合わせて6,330万円の減額を行おうとするものであります。以上で歳入についての説明を終わります。それでは4ページをお開きください。

第2表地方債補正であります。これは先ほど説明いたしました歳入20款町債に対応するものであります。今回変更が生じたものを表として掲げております。補正前の限度額は3億9,750万円。先ほど歳入で申し上げた6,330万円を減額をいたしますと、補正後の限度額が3億3,420万円となるものであります。以上が平成29年度一般会計補正予算（第6回）の内容であります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。堀田議員。

6 番 堀 田 6番、堀田です。47ページの土木費ですね。道路新設改良費が1,700万円減額になっております。今の説明では小串新谷線の踏切工事だったと、踏切の手前か、踏切の先の方ですね。先の方の工事が、本来ならば29年度に完了する予定だったと聞いているんですけど、なぜですね、JRの協議がですね、長引いてしまったのかですね。その辺のことをお聞きしたいと思います。また、この事業はいつに完成する予定になっているのかですね。お聞きしたいと思います。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。それでは私の方からお答えをさせていただきます。まず、JRとの協議についてであります。正式に鉄道用地の売払いのお願いをいたしましたのが29年の10月でございます。当初7月ぐらいから事前協議をさせていただいておりました。実際、用地の単価の決定等も含めながら進めておりました。10月に売払いのお願いをしております。実際、売払いの契約ができましたのが1ヶ月後かかって11月でございます。

す。さらにそれから登記事務を進めてまいりまして、実際、登記完了が29年12月末ということではほぼ3ヶ月時間を要したところであります。この間、設計を進めてまいりましたけども、最終的には工期が、標準工期が足りないということから発注を断念したところでございます。

次の質問であります、なぜ協議に時間がかかったのかということですが、町としては誠意を持ってJRと協議をさせていただいておりますけども、相手でありますJRにおいてのいろんなご都合があったのではないかと、推測しかございません。

また、いつ完成するのかというご質問でございますが、実は明日提案予定の平成30年度予算の中に組み込みをさせていただいておりますので、ご決定いただければ平成30年度完成ということでご回答をさせていただきます。以上です。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 43ページの水産物供給基盤機能保全事業費の1,000万円の減について、計画書の作成の落札減だという説明がありましたが、落札減にしては1,000万という金額が非常に大きいので、その元々の計画書作成の委託料、委託費っていいですか、委託料ですね。それは要するに本体はいくらだったんですか。落札減が1,000万っていうことなんですけど。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 田口議員のご質問にお答えいたします。当初予算で2,500万程度ありまして、それから落札で相当の低い額で入札されて、落札したということになっております。以上です。

議 _____ **長** 高以良議員。

10 番高以良 同じく43ページですが、松くい虫防除事業の件です。説明では枯れ松が少なくて事業が不要であったということでしたけれども、地上散布と伐倒駆除、両方予定されていたと思うんですが、どちらも実施しなかったのか、伐倒駆除の方だけが実施しなかったのかですね。それと併せて、伐倒駆除は全くしなかったのか、一部だけされたのか。そこら辺をお尋ねします。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 お答えいたします。松くい防除につきましては地上散布は行っております。枯れ松の伐採ですね、その辺りが少なかったということで、そちらの方は実施をしておりません。以上です。

議 長 はい、久保田議員。

4 番 久 保 田 51 ページです。非常備消防費が120万増額になっております。このときの説明で、火災出動の増加に伴うものということをおっしゃったと思いますが、火災に伴う出動費はいくらで、そして増加に伴うってということですので、件数はどのくらい増えたんでしょうか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。久保田議員のご質問にお答えをいたします。平成29年中につきましては建物火災、これが3件。その他の火災2件。計5件が発生をいたしております。当初予算においては、出動手当については多くは見込んでおりませんでした。その中で、このように出動回数が多かったことにより444名分の出動手当分を追加しようとするものでございます。その単価が2,700円でございますので、乗じれば120万円になろうかと思っております。以上でございます。

議 長 はい、ほかにありませんか。はい、波戸議員。

8 番 波 戸 18、19 ページでお尋ねします。土地貸付収入と土地売払収入がありますけども、土地貸付収入の内訳と、売払ったのはどの土地かお尋ねします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。まず、土地貸付収入51万1,000円の貸付であります。森林組合横に町の普通財産がありまして、数石グラウンドの海側ですね。この土地の貸付を行った分であります。そして売払収入につきましては三越地区の道路、そして上百津地区の道路、これを払下げの申請がありまして、一旦普通財産に切り替えた後、売払いを行っております。以上です。

議 長 はい、久保田議員。

4 番 久 保 田 お尋ねします。31 ページです。地域おこし協力隊、この方達は農業の方と商工の方、実際どのくらいの期間着任されていたのか。それから特に商工の方はあつという間っていうか、覚えきれないうちにやめ

られてしまったような気がするので、どこにそういうふうなここに、川棚町に根を下ろさなかった原因っていうのは何でしょうか。

議 _____ **長** 地域政策課長。

地域政策課長 まず、商工観光の隊員についてであります。昨年の9月末をもって退任されております。1年間川棚町に着任したということになります。この隊員の目的としましては、空き店舗を活用して出店、起業をするということでしたが、残念ではございますが、別の町の方で起業をする計画ができて退任されたという状況でございます。本人に確認したところ、川棚町に自分が理想とする物件が見つからなかったということが一番大きな要因でございました。以上でございます。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 農林に来ておられた隊員ですけれども、4月の1ヶ月ですね、であります。辞められた原因っていういますかね、ちょっと目の病気をされてですね、それで続けられないということで本人の希望で辞められております。以上です。

議 _____ **長** はい、山口議員。

1 番 山 口 41ページでございますが、これは農地費のですね、農道新設改良事業費の基幹農道に関わる分の2,478万8,000円の減額になっているわけですが、これは県営事業の遅れに伴う減額だろうと思うんですけども、どういった部分でですね、遅れてきているのか。これはもうトータル的にいけばかなり当初の計画からいけばですね、遅れてきているわけですよ。そうすればこういうふうな形で年々年々遅れてきて、完成を待ち望んでいる方にとってみればですね、本当にもう長くかかるなという気持ちがあるんじゃないかと思えますけども、この2,400何万ですか、減額になっているんですが、結果的にどういうふうな形で遅れてきているのかですね。その点をお尋ねしたいと。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 それではご説明いたします。基幹農道川棚西部地区につきましては、一番大きいのが白石、下組から白石に架かる橋梁、ここの橋台部分の用地買収ができないということで、その橋梁の遅れがありまして、当初計画ではそこを利用して土砂の運搬を行うというふうなことでしたけれ

ども、それができないということで、中山、上組のところに相当の土砂が出ます。それを小串、新谷の方に運ばなければいけないということで、今は搬出する道路ですね、その、今回用地買収等行って、作業道を造るっていいですかね、そういったことをしないと土砂が搬出できないということですね。そこで相当の遅れを生じているところでもあります。以上です。

議 長 はい、小田議員。

1 1 番 小田 はい。1 1 番、小田です。4 1 ページです。中山間地域等直接支払事業費の中でですね、超急傾斜地に係るものというふうなことで増額が、説明を受けましたけども、その超急傾斜地の対象となる傾斜角度の基準とですね、全体的に面積がどの程度あるかっていうのをお尋ねします。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 それではお答えいたします。超急傾斜農地保全管理加算というふうに言いますけれども、対象農地につきましては田んぼが1 0 分の1以上、畑が2 0 度以上というふうになります。面積ですけれども、今、計算をさせてもらってよろしいですか。すみません。交付単価が1 0 a 当たり6, 0 0 0 円ですので、3 5. 8 h a になります。以上です。

議 長 福田議員。

1 2 番 福田 同じく4 1 ページの農業振興費の中の長崎県農業振興事業費、これが予算書の説明では当初が1, 7 7 0 万1, 0 0 0 円ですか、その中で予算説明資料の中では4 事業があったわけですが、先ほどの説明の中では入札減というふうな説明もありましたが、どういった事業でどういうふうな入札っていうんですか、あったのかお聞きします。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 説明いたします。事業につきましては小串のトマトハウスの新設、それとリノベーションハウスみかん、鉄骨等のやり替えですね。ハウスみかん、今ある分ですね。それをやっております。それと、あと小串トマトの自動換気の設置ですね、になります。以上です。

議 長 福田議員。

1 2 番 福田 そういった事業、それぞれのトータルでということよろしいですか。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 はい。トータルでよろしいです。

議 長 はい。ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 はい。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号「平成29年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「平成29年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:01)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:01)

(…休憩…)

(11:15)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 それでは日程第4、議案第2号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第2号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,745万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ23億3,136万4,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出の方から説明いたしますので22ページ、23ページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は、歳入における国からの療養給付費等交付金減額に伴い、財源区分を調整したものであり、補正額はございません。

2目退職被保険者等療養給付費及び4目退職被保険者等療養費につきましては、給付費の動向からそれぞれ決算見込みにより減額補正をするものであります。

2項高額療養費につきましても、同様に2目退職被保険者等高額療養費及び3目一般被保険者高額介護合算療養費をそれぞれの決算見込みによりまして減額補正をするものであります。

5項1目葬祭費につきましても、決算見込みにより増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金は、支援金額の決定により減額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

6款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金は、県国保連合会より拠出金の確定額が示されましたのでその差額を減額補正するものであります。次のページをお願いいたします。

7 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金は納付金額決定に伴う減額補正であります。次のページをお願いいたします。

1 1 款諸支出金、1 項 3 目償還金は平成 2 8 年度の精算金として国、県へ返還するもので、その内訳は国への療養給付費交付金返還金が 8 1 3 万 8, 8 4 1 円、失礼しました。内訳につきましては国への療養給付費負担金の返還金 8 1 3 万 8, 8 4 1 円、それから特定健診保健指導負担金の精算返還金として 1 2 万 4, 0 0 0 円、県への特定健診保健指導負担金の精算返納金として 1 2 万 4, 0 0 0 円となっております。次のページをお願いいたします。

予備費、1 2 款予備費、1 項 1 目予備費は歳入歳出の見合いによるものがあります。

次に歳入を説明いたします。6 ページ、7 ページをお開きください。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、同じく 2 目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、それぞれの節において決算見込み額により補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金は交付額変更申請による減額補正であり、同じく 2 目高額医療費共同事業負担金は交付決定の通知により減額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

4 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫支出金と同様、交付決定の通知に基づき減額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

5 款療養給付費交付金、1 項 1 目療養給付費交付金は、退職被保険者の療養給付費交付金であり、支払基金からの変更交付決定額により増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

6 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金につきましても、支払基金からの変更交付決定額により増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

7 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金、同じく 2 目保険財政共同安定化事業交付金は、国保連合会からのそれぞれの変更交付決定額により増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金につきましては保険基盤安定繰入金の概算交付決定により町負担分を増額補正するものであります。次のページをお願いいたします。

1 1 款諸収入、3 項 2 目一般被保険者第三者納付金は、平成 2 8 年 3 月に発生をいたしました被保険者の交通事故に係る医療費について、損害賠償求償事務の完了に伴い増額補正をするものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくをお願いいたします。

議 _____ 長 これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 2 号「平成 2 9 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号「平成 2 9 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 回）」は、原案のとおり

可決されました。

(1 1 : 2 6)

議 長 次に日程第5、議案第3号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第3号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ822万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,364万2,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正予算の内容についてご説明いたします。事項別明細書でご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

歳入になりますが、1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料につきましては、当初予算において広域連合が試算した保険料額を計上しておりましたが、決算見込み額によりそれぞれ増額補正をするものであります。

次に、歳出に移ります。次のページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入で先ほど説明いたしました保険料収入見込み額により増額補正をするものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 長 よろしいですね。はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:29)

議 **長** 次に日程第6、議案第4号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第4号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由のご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ399万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,556万8,000円にしようとするものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正の内容につきまして、事項別明細書でご説明い

たします。歳出からご説明いたしますので14ページ、15ページをお開きください。

1款総務費、1項1目総務管理費につきましては、社会福祉法人が行う低所得者の負担軽減策を補足するための補助金額の増額分であります。なお、財源は県4分の3、町4分の1となっております。同じく3目認定事業費につきましては、東彼地区保健福祉組合分担金の減額に伴う減額補正であります。次のページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項1目介護サービス等諸費、2目介護予防サービス等諸費、6目特定入所者介護サービス等費につきましては、保険給付費の決算見込み額と現予算額の差額を補正するものであります。次のページをお願いいたします。

4款地域支援事業等費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、総合事業における訪問型サービス、通所型サービス事業において決算見込み額と現予算額との差額を補正するものであります。次のページをお願いいたします。

8款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより補正をするものであります。

次に歳入についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は、国の交付額決定によるもので、現予算額との差額を増額補正するものであります。同じく2項1目調整交付金につきましても、国の補助金額決定による減額補正であり、2目地域支援事業交付金は歳出4款の地域支援事業費の減額に伴い減額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

4款支払基金、1項1目介護給付費交付金は、支払基金から受ける保険給付費に対する交付金で、交付決定通知により増額補正するもので、2目地域支援事業支援交付金は歳出4款地域支援事業費の減額に伴い減額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金につきましても、県の交付決定額による現予算額との差額を増額補正するものであります。同じく2項1目地域支援事業交付金は、歳出4款の地域支援事業費の減額に伴い減額補正を

するもので、2目介護保険低所得者対策事業費補助金は、歳出1款の総務費で説明いたしました、社会福祉法人が行う低所得者の負担軽減策を補足するための補助金の県負担分4分の3の額を受け入れるよう補正をしております。次のページをお開きください。

8款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は、保険給付費にかかる町負担金分で、歳出で説明しました2款保険給付費の増額補正により、一般会計からの繰入金を増額補正をするものであります。

2目地域支援事業繰入金は歳出で説明しました4款地域支援事業費の減額補正より、一般会計からの繰入金を減額補正するものであります。

4目その他一般会計繰入金は、歳出で説明いたしました低所得者特別対策事業費増に伴う町負担分の増額補正、また、福祉組合への分担金の減額による町負担分の減額補正となります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしく願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。久保田議員。

4番久保田 久保田です。17ページ、ここの特定入所者介護サービス等費の600万の減額補正ですけども、この特定入所者介護サービス費っていうのは、この介護保険の施設に入るときの低所得者の人に対する食費や居住費の補足給付だとお聞きしていたと思いますが、この600万も不要になった理由というのは、原因というのは何でしょうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 久保田議員の質問にお答えします。特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護サービス費につきましては、先ほど、サービス内容につきましては先ほど議員がおっしゃられたとおりであります。特定施設に入られる方の食費であるとか居住費の減額分になります。この減額の理由としては、該当者の入所者が減少しているというところでありまして、このもともとの、当初予算額は4,800、すみません、該当者の入所者の減少というところなんです。以上です。

議 _____ **長** 久保田議員。

4番久保田 関連して尋ねます。それは平成15年の8月から本人の預貯金とか、配偶者の所得によって給付の制限がなされるという制度になりました

たが、その影響と考えられますか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。検証はしておりませんが、そういった制度改正による減少ではないと考えております。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** はい、よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)」は、原案のとおり可決されました。

(11:41)

議 _____ **長** 次に日程第7、議案第5号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算(第3回)」を議題といたします。提案理由の説明を求

めます。町長。

町長 議案第5号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回）」の提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,055万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,257万円にしようとするものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、地域政策課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 はい。それでは歳出からご説明いたしますので、事項明細書の10、11ページをお開きください。

1款観光施設事業費、1項1目管理費の説明欄の国民宿舎管理費1,055万円の減額補正は、13節委託料において設計業務委託料の執行残55万円の減額。そして21節貸付金1,000万円の減額につきましては、本貸付金は、くじゃく荘及びしおさいの湯の指定管理者である川棚町観光協会の運転資金の健全化を図るため予算計上したものであります。今年度、観光協会の運転資金の資金繰りが安定し、一時的に生じていた運転資金の不足が解消され、借入申請がなかったことから減額するものであります。

次に歳入を説明しますので6、7ページをお開きください。

1款繰入金、1項1目一般会計繰入金の355万円の減額につきましては、歳入歳出の見合いによるものでございます。次のページをお開きください。

2款諸収入、1項1目指定管理者貸付金収入の説明欄、川棚町大崎保養・宿泊施設運転資金貸付元金1,000万円の減額は、歳出で説明しました貸付金1,000万円の減額に対応するものであります。

2項1目雑入の300万円の減額につきましては、観光事業収入、失礼しました。2項1目雑入300万円の増額につきましては、観光事業収入として指定管理者が納める協定納付金の増額見込額を計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 1, 0 0 0 万円の貸付金の件ですが、観光協会の側で資金繰りが安定して、年度当初の貸付金が不要になったというような説明でありまして、毎年毎年観光の収入が上がれば、上がった分だけは町に納めてもらうということではないかと思imasので、資金繰りが安定したという意味がよくわからないなど。すなわち、少し観光協会側に残して町の方に納めていいものかどうかですね。本当は全額、余裕があれば全額町に納めてもらうべきであって、そもそも年度当初には資金繰りがいいからこそ1, 0 0 0 万円貸すって話じゃなかったのかと思imasので、その点はどうなっているのかちょっと疑問なんです。ので、そこをお聞きしたいと思imas。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 はい。田口議員のご質問にお答えします。今おっしゃられたとおり、年度当初におきましては協定納付金の納付等がありまして、それにつきましては、年度収入につきましては全額納めていただくということで、どうしても5月、6月は一時的に運転資金が減ってくるという状況で、そこで運営が困っていたという状況でございます。

ですがその後、宿泊代金のカード決済、それとか旅行会社などの売掛金の回収期間、こういうものを、これまで3ヶ月程度かかっていたものが、1ヶ月程度でできるようになったというふうなことから、短期間での資金繰りがよくなったというふうなことから、今までのように一時的な枯渇というのがほとんど見られなくなったということでございます。以上でございます。

議 長 はい、田口議員。

2 番 田 口 すみません、その資金繰りとかがよくなったことによるプラスですね、プラス要素というものは観光収入というか、観光の売り上げではないから、要するに法人側に、手元に残してもよいという考えなんですか。

議 長 はい、地域政策課長。

地域政策課長 年度内で発生した剰余金につきましては、全額町の方に納めてもらっているという状況で、観光協会の方に一時的に残すというようなものはございません。以上でございます。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。今のに関連してですね、この貸付金という

のは、30年度の予算にはもう計上されていないということですよね。先ほどから課長の説明では調定納付金っていう言葉を使われるわけですね。じゃなくて、その調定納付金という言葉が生きているのかですね。それと、先ほどカードとか何とかそういう話をされましたが、この貸付金が計上されたのはおそらく夏までの間ですね、資金繰りが悪いということで、運転資金がないということでこれは創設されたというふうに認識をしているんですが、安定しているって、やはり4月、5月というのは、どうしても運転資金というは足りないんじゃないかなという気がするんですよ。ですからそこら辺はどうやって、先ほどの説明だけで解消できたものかどうかですね、確認をしたいと思います。

議 _____ **長** 地域政策課長。

地域政策課長 観光協会からいただいております協定納付金につきましては、観光協会の総会后、5月に納めていただくということになっております。どうしてもその時期にお金をはき出してしまうというふうなことで、資金繰りが苦しくなるという状況でございましたが、先ほどからご説明しておりますのは、宿泊代金についてカード決済とか旅行会社との売掛金ですね、これが以前は3ヶ月ほどかかっていたのが1ヶ月程度で決算ができていたというふうなことから、例えば4月に宿泊したのも5月にもう入ってきているというふうな状況で、運転資金の方が余裕ができてきたというふうなご理解をしていただければというふうに思います。以上でございます。

議 _____ **長** はい、三岳議員。

3 番 三 岳 先ほど言いましたように、調定納付金という言葉なんですか。そこはですね、調定納付金なのか、ここで予算決算で上がってくる言葉っていうのは、観光事業収入という言葉ですよ。ですからそれが調定納付金ということなのか。性質的にはですよ、調定納付金じゃないんじゃないかと思うんですが、その言葉はまだ生きているんですか。確認をしたいと思います。

議 _____ **長** はい、地域政策課長。

地域政策課長 三岳議員のご質問にお答えします。以前は調定共付金という言葉を使っていたわけなんですけど、現在、指定管理者の指定の協定の中では協定納付金という言葉を使っているところでございます。以上でございます。

す。

議 長 はい、三岳議員。

3 番 三 岳 もう少し明確に発音をしていただいて、説明をしていただきたいんですが。

議 長 はい、町長。

町 長 発音のことでいろいろ議論がなされておりますが、三岳議員は先の質問の中では調定納付金というふな発言をされました。当初はそういった契約の中で謳っておりましたが、現在では調定というのがあまり適切ではないだろうということで協定、協定書の協定、協定納付金ということで観光協会との協定書の中には謳っております。したがって、その協定納付金が観光協会の総会終了後決定がされまして、そしてその金額を年度末に川棚町に納入していただくということで、今そういった予算を、財務処理しております。

で、今回問題になっているのが、一時運転資金が不足するということについては、先ほどから課長が言うておりますように、これまで宿泊費の決済などが3ヶ月かかっていたものが1ヶ月で済むようになったと。したがって5月末現在では、4月宿泊分の歳入が観光協会では確保されますので、その1,000万の貸付が不要になったというような状況に好転したというふうにご理解いただければ大変ありがたいと思います。そういったことで、新年度予算のこともありましたけれども、そういう対応をしておりますのでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算(第3回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算(第3回)」は、原案のとおり可決されました。

(11:56)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:56)

(…休憩…)

(13:00)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 次に日程第8、議案第6号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算(第4回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第6号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算(第4回)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ763万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億9,434万円にしようとするものであります。

補正予算の詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 水道課長。

水道課長 それでは特別会計、公共下水道特別会計の補正予算第4回について説明をいたします。この公共下水道事業特別会計につきましては、平成30年度から企業会計へ移行することによりまして、平成30年3月31日をもって打ち切り決算とする必要がございます。したがって、今回の補正予算は決算を見込んだ補正予算でございます。まず、歳出から説明をいたしますので、予算書の8ページ、9ページをお開き願います。事項別明細書で説明をいたします。

1款1項1目一般管理費でございますが、こちらについては3節の職員手当及び4節の共済費でございます。見込まれる人件費の過不足による増減であります。

次に2目の管渠管理費でございます。11節需用費は、大崎マンホールポンプの故障に伴う修繕に必要な経費を増額するものでございます。

次に3目処理場管理費でございます。13節の委託料は浄化センターの維持管理委託料ほかの委託料がございますけれども、その執行残により減額をするものでございます。次に10ページ、11ページをお願いいたします。

2款1項1目下水道建設費でございます。3節職員手当等及び4節共済費については、見込まれる人件費の過不足による増減でございます。7節の賃金、これについては人員の減から臨時職員を雇用することとしておりましたが、雇用に適した方を探すことができず、雇用が遅れたことによる減でございます。次に12ページ、13ページをお願いいたします。

3款1項2目利子ですが、事業費の増減はなく、財源内訳の変更であり、その他の財源の減が生じておるものでございます。

次に歳入でございます。6ページ、7ページをお願いいたします。

4款1項1目一般会計繰入金でございますが、歳入歳出の見合いによるものでございます。14ページには給与費明細書を添付しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしく願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:05)

議 **長** 次に日程第9、議案第7号「平成29年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
町長。

町 **長** 議案第7号「平成29年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は収益的収入及び支出で、収入において1,066万9,000円を増額し、収入予算の総額を3億5,255万7,000円に、また支出において323万円を減額し、支出予算の総額を3億4,518万1,000円にしようとするものであります。

一方、資本的収入及び支出で、収入において220万円を減額し、収入予算の総額を370万円に、また、支出において1,600万円を減額し、支出予算の総額を9,584万3,000円にしようとするものであります。

なお、第3条及び第4条予算の今回の補正の主なもの、決算見込みによるものでございます。

補正予算の詳細につきましては、水道課長より説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 水道課長。

水道課長 それではご説明をいたします。今回の補正につきましては、先ほど町長より提案説明がありましたとおり、決算見込みによるものでございます。予算書は6ページをお開きください。補正予算の実施計画明細書により説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出についてでございます。まず支出についてでございます。1款1項1目原水費でございます。工事請負費については、取水施設の工事を予定していたものの、取水管の水漏れ等もなく、緊急性がないと判断をいたしまして実施をしなかったことによる減でございます。

2目の浄水費ですが、修繕費については浄水場の設備修繕に備えて予算措置をしていたものの、故障もなく、実施しなかったことによる減でございます。材料費については、緩速ろ過池の補充用砂の購入量の減によるものでございます。工事請負費については、予定していました工事はすべて完了をしておりますが、決算見込みにより減額をするものでございます。

3目の配水及び給水費でございます。委託料については、メーター取替業務委託料の契約単価が予定額よりも安価となったことによる減でございます。材料費については、貯蔵品として保有をしております工事用材料の出庫が予定していた数量よりも少なかったことによる減でございます。

7目資産減耗費については、配水管布設替工事による固定資産除却費の増でございます。

2項2目消費税でございます。納付すべき消費税を、今回の補正予算を見込んで再計算を行いまして、決算見込みにより増額をするものでございます。雑支出については支出の予定がなく、決算見込みによる減額をするものでございます。

次に収入についてでございます。

1 款 1 項 1 目 給水収益。これについては水道料金において事業所や工場の使用水量が増加したことにより増額するものでございます。

2 目の受託工事収益。これは修繕工事収益が増加したことにより増額するものでございます。

3 目の加入金。これは新設の加入件数が見込より少なかったことにより減額をするものでございます。

4 目その他の営業収益は、手数料については決算見込みにより増額するもので、工事請負費は下水道工事等に伴う移設工事が予定より発生しなかったことに伴い減額をするものでございます。

2 項 2 目 雑収益。これについては、旧浄水場管理棟の廃材を分別して売却処分したことにより増額をするものでございます。

次に 7 ページの資本的収入及び支出でございます。支出においてはですね、支出から説明をいたします。

1 款 1 項 1 目 固定資産購入費は、2 トンダンプや給水タンクの購入による執行残による減でございます。

2 目 施設改良費は委託料において、登記事務について県の協力を得て行うこととなったために減額をするものでございます。工事請負費については、上組系配水管布設替工事を行う予定でございましたが、町道改良工事と同時施工という目論みをしておりましたが、その町道改良工事の発注が行われなかったことから減額をするものでございます。

収入でございます。1 款 2 項 1 目 工事請負費でございます。下水道工事に伴う負担金が工事量の減により、移設工事発注者からの負担金の収入を減とするものでございます。

あと 4 ページ、5 ページには予算実施計画書、8 ページ、9 ページにはキャッシュフロー計算書、10 ページから 13 ページには予定損益計算書、予定貸借対照表を記載をしております。説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。はい、三岳議員。

3 番 三 岳 3 番、三岳です。1 点お尋ねをしたいんですが、資本的収入

支出のですね、支出のところで、委託料について400万の減額というふうになっておりますが、ここ付記に記載してあるのがですよ、登記費用の減ということが記載してあるんですが、これは内容的にはどういったものでしょうか。

議 _____ **長** 水道課長。

水道課長 はい、三岳議員のご質問にお答えをいたします。水道用地取得ということで、旧簡水でありました木場地区の水道施設、この土地をですね、購入をしようということで計画をしておりました。その登記もこちらの方で、町の方で登記をするということで当初予算計上しておりましたけども、県の協力がいただけるということになりまして、県の方で書類を作成していただいて、町が申請をするということで、経費的にはかからないということになりましたので、今回減としておるところでございます。以上です。

議 _____ **長** はい、三岳議員。

3 番 三 岳 重ねてお尋ねをしたいんですが、登記費用が400万かかるということだったんですか。400万の減というのは登記費用にかかる分、用地取得とは違うんですね。

議 _____ **長** 水道課長。

水道課長 予算書では費目として委託料ということで記載をしております。こちらはすべて登記の費用ということで計上をしておったところでございます。以上です。

議 _____ **長** 水道課長。

水道課長 すみません。追加で説明をさせていただきます。登記費用を記載をしておりますけども、その前段として分筆をする必要がございます。その測量、図面作成、そういうものも委託料として計上をしておったところでございます。以上です。

議 _____ **長** はい、三岳議員。

3 番 三 岳 金額がですよ、400万ということで、そんなにかかるのかなという疑問があるんですが。

議 _____ **長** 水道課長。

水道課長 こちらについては土地の購入を考えているのが木場の水源地とか配水池、3箇所ございます。その3箇所の登記費用ということで、40

0万ということで計上をしております。公共嘱託登記を行う予定でおります、そのような金額になるということで計算をしておるところでございます。以上です。

議 **長** はい、山口議員。

1 番 山 口 6ページのですね、水道事業収益の給水収益のですね、事業所・工場の使用水量の増と、1, 200万っていうのはかなり大きいんですけども、この事業所とかいわゆる工場というのはどこを指すんでしょうか。

議 **長** 水道課長。

水 道 課 長 給水量が増えたところを言っているのかわかりませんが、言わないとわからないので企業名を申し上げたいと思います。まず、工場ではクアーズテックさんが多くなっております。あと、事業所については原産業さん、長崎浪漫工房さん。あと、最も大きかったのが、細分化はしていないんですけども、その他の事業所という括りですべておる部分がかかなり伸びておるところでございます。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。はい、高以良議員。

1 0 番 高 以 良 6ページの支出の方の配水及び給水費のところ、メーター業務取替委託料の減で、契約の単価が予定よりも安くなったということでしたが、当初予算の計上額で確か675万ぐらい計上してあったと思うんですけども、そのうち300万が減額ということで、半額ぐらいの、半分近くの減額ということですが、割合的にかなりの大きな減額ということになりますけども、当初の見込み、予算計上するときの見込みが適当な額であったのかどうかというのがちょっと気になるんですが、そこら辺についてどういうふうに判断されるかっていうことと、予定をしていたメーターの取替業務については、予定分はすべてできたということでもいいのかどうかお尋ねします。

議 **長** 水道課長。

水 道 課 長 はい、高以良議員のご質問にお答えをいたします。当初予算では600万ほどあったのではないかとということでお話ございましたけども、当初予算では675万計上をしております。そこで、量水器の単価の話ですけども、これが口径別に、設計の値として計上をしております。13mmで3, 260円ぐらいかかるということでありまして、実際契約したのが1, 700円だったと思います。そういうことで、設計の単価よりかな

り安くなったということで減額をしておるところでございます。メーターの交換については予定どおり行っておりまして、3月はほぼ発注をしないというような状況で、2月までのうちにほとんどのものが終わっておるところでございます。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号「平成29年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第7号「平成29年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:23)

議 _____ **長** 次に日程第10、議案第8号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町

長。

町長 議案第8号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由をご説明いたします。

平成30年度から、県が財政運営の責任主体となり、市町は県の標準保険料率に準じた国保事業費納付金を県へ納めることとなります。今年1月中旬に、30年度納付金標準保険料率が県から示されたところであり、この示された納付金額と保険税率は算定条件が異なり、あくまでも理論値であるため、現行の保険料率を出発点として、被保険者の負担に十分配慮した設定を行うことが重要であると考えているところであります。本町においては平成28年度に大幅な税率引き上げの改定を行っており、財政的にも不安定な状況ではありますが、広域化により財政運営の安定化が図られ、段階的ではありますが、少しでも被保険者の負担を軽くしていくことは可能ではないかと判断をしたところであります。また、今回の税率改定案については、川棚町国民健康保険運営協議会においてご審議をいただき、一定の理解を得たところであります。

このような理由から今回の条例改正案は、国民健康保険税の税率を引き下げる一部改正のほか、広域化による財政責任主体が都道府県になることに伴う一部改正についてご提案申し上げるものであります。

なお、条例改正の内容につきましては健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

改正条項をご説明する前に、今回改正する理由と基本的な考え方をご説明申し上げます。先ほど町長が説明したとおり、県広域化に伴い今年1月中旬に30年度納付金、標準保険料率が県から示されました。この示された納付金額と税率は算定条件が異なり、あくまでも理論値であるということが前提ではありますが、本町においては現在の調定額、税率と比べると共に大幅に減少した納付金額、税率が示されております。広域化の初年度であり、県への納付金額算定等の不安定要素はございますが、30年度において少しでも被保険者の負担を軽くする改定は可能ではないかと判断をし、川棚町国民健康

保険運営協議会から改定案の一定の理解を得ましたので、本改正案を提案するものであります。

なお、税率改正の基本的な考え方としては次のとおりであります。

1つ目として、税率改定により29年度に比べ総額約2,800万円の減額となる改正をしております。

2つ目として、資産割については廃止としております。今後、県が目指す統一保険料では3方式となり、資産割率は算定除外となります。また、この資産割を廃止した場合、従来の資産割の賦課額を他の税率に転嫁しなくて済む今回の改定で一括して廃止をしたいと考えております。

3つ目として、国保税は医療分、後期支援分、介護分に分けられておりますが、国保事業納付金で示されている額が著しく差があるのは医療分であるため、資産割率の廃止を除く改定については、医療分のみの改定としております。これらを基本的な考え方としております。

本日配布しております参考資料の、改定税率案の増減表をご覧ください。

上の表の左側の方には応能分、応益分、その右に所得割率、資産割率、均等割率、平等割率とありますが、改正税率の網掛けの部分が今回の改正案となります。先ほど述べました基本的な報酬を踏まえ、所得割率の現行を100分の10.50から100分の9.90へ、資産割率は廃止にするということで、すべて0にしております。また、応益分の医療分、均等割額、平等割額を現行の2万9,500円から2万8,500円へ、平等割額を現行の2万7,500円から2万6,000円へそれぞれ減額をしております。

なお、下に示しております表は改正案をもとにして、平成30年1月末現在の世帯構成、人員、所得で算定し、1世帯当たりの平均、1人当たりの平均を算出している表ですが、医療分、支援分、介護分の合計で、改定後では1世帯当たりの平均負担額は17万6,365円となり、改定前と比較し、年間1万4,455円、率にしてマイナス7.58%の負担減となります。また、1人当たりの平均負担額では合計11万4,853円となり、改定前と比較しまして、年間9,249円、マイナス7.45%の負担減となります。

それでは新旧対照表によりましてご説明いたします。新旧対照表をお開きください。

第2条は国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴う改正で、国の準則に沿って改正をしております。

第3条では、すみません、保険税の医療分の資産割額の廃止を定めております。

第5条は保険税、医療分の均等割額をそれぞれ、均等割額を定めております。第5条の2においては保険税医療分の世帯別平等割額をそれぞれ定めております。

第7条では保険税支援分の資産割額の廃止を定め、それに伴い7条の2を7条に、7条の3を7条の2としております。

第9条では保険税介護分の資産割額の廃止を定め、それに伴い9条の2を9条に、9条の3を9条の2としております。

第23条におきましては、国民健康保険税の減額にかかる条項でございます。ここでは低所得者の方への軽減制度について7割軽減、5割軽減、2割軽減がございますが、今回の改正案によります保険税、医療分における均等割、平等割の部分にかかるものについて軽減される金額、この差し引かれる金額も連動して改正されるものを定めております。

第23条の第1号については7割軽減の分、第2号につきましては5割軽減の分、第3号につきましては2割軽減分の改正であります。改正文にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものとしております。また、改正後の川棚町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後、国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとしております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。前年ですか、国保税の改定時において、これはパーセントでいきますと、約30%の引き上げだったわけですね。今回のこの改定によって、率に直せばどういう率になるのか、まず1点お尋ねしたいと思います。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 率に直せばというのは何の率のことなんでしょうか。税率。税額。

議 長 はい、三岳議員。

3 番 三 岳 ちょっとあいまいな表現だったと思います。前回ですね、改定がなされたときに、町民の方に説明するときに約30%の引き上げですよということで、委員会で審査をしたときもそういう説明があったわけですね。ですから今回は税額に直したときに、例えば1人当たりそういったものは、世帯あたりとかそういったものは必要ないと思うんですが、全体として率に直せば何%の引き下げになるんですかという質問です。

議 長 はい、健康推進課長。

健康推進課長 はい。今の29年度の所得であるとか、それから家族構成、そういったもので調定額を試算したときに、29年度において、29年度での税率が、税率で算定したときに、調定額が3億5,623万1,000円となります。これはあくまでも調定額です。今回、この改定案で調定額をはじき出したときには、約2,786万1,000円が減額されるものと考えております。この2,786万1,000円を調定額、現在の、現保険税率で計算したときの3億5,623万1,000円で割ったときには、約7.8%の引き下げと、全体の額で見たときには7.8%の引き下げということになります。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 すみません。本日お配りしております改定税率増減表の下の表になりますけれども、この下の合計のところを見ていただければと思いますけれども、1世帯当たりでマイナス7.58%で、1人あたりとして7.45%の引き下げということになります。

議 長 はい、三岳議員。

3 番 三 岳 というのがですね、一昨日ですか、長崎新聞の方にですね、各市町村の引き下げ可能な率というのが出ておまして、本町は確か11%台だったと思うんですよね。ですから今回の、ここで示されています7.何%の引き下げよりも更にこう、下げられるんじゃないかなという、逆に言えば、町民の方が先に新聞報道でそういう数字を知っておられるということになりますとね、今回のこの改定の率といいますか、そういったものがです

ね、もっと下げられるんじゃないかということになるんじゃないかなと、ちょっとそういう危惧をいたしますので、今の数字を再確認をさせてもらったところです。

議 _____ **長** 答弁はいらないんですね。質問の趣旨を述べられたということによろしいんですか。いいんですね。あくまでも質問の趣旨を述べたということでもいいんでしょう。

3 番 三 岳 はい。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** はい、よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、総務厚生委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第8号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(13:42)

議 _____ **長** 次に、日程第11、議案第9号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第9号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の改正につきましては、都市公園法施行令の一部を改正する政令が平成29年6月15日に施行され、都市公園に設ける運動施設の敷地面積に対する割合について、法を参酌して条例で定める必要が生じたので、川棚町都市公園条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細につきましては建設課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 建設課長。

建設課長 はい。それでは説明をさせていただきます。議案書を1枚めくっていただいて、新旧対照表をお願いいたします。

第1章総則の中の第1条の3、都市公園の公園施設の設置基準に新たに6項を設けて改正、失礼しました、「政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。」を新設するものであります。

これまでは政令で都市公園の運動施設率の基準であります100分の50を超えないよう、一律で定められておりましたけども、社会状況等の変化に対応し、地域の実情に応じた運動施設、整備を可能とするため、今回、都市公園法施行令の運動施設率の制限に関する条項が改正をされ、施行期日であります平成29年6月15日から起算して1年を超えない期間内において条例で定めることとなったためでございます。

今回は国の基準と同様の100分の50にしようとするものでありますが、川棚町内の都市公園全22施設で運動施設率が100分の50を超える公園はございません。

それでは戻っていただいて、改正条文でございます。附則ですが、施行期日につきましては平成30年4月1日といたしております。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。はい、田口議員。

2 番 田 口 都市公園法及び都市公園条例、政令ですか、施行令についての理解が十分でないので聞きたいのですが、都市公園の面積の中の運動施設の面積の上限を定めるというのはどのような意味があるのでしょうか。すなわち、運動施設の面積がその上限を超えると、都市公園の意味がなくなるといふことであろうと思いますが、そこら辺の意味合いがよくわからないので、ちょっと教えていただきたいと思います。

議 長 建設課長。

建設課長 それではお答えいたします。先ほど田口議員がおっしゃったとおり、これまでは運動施設率が100分の50を越えてはならないという

ことでありますので、都市公園の施設の中で運動施設がむやみやたらに拡大することを阻止、言葉が悪いですね、拡大することを制限するようなことでありましたが、今回、既設の運動施設のバリアフリー化や、その施設面積が増加することによる国際基準に対応するための改修などができるように、各自治体の条例で率を定めて運動施設整備を可能にするということになったものであります。ですから、今までは言われるように制限をかけていたものを、自治体の考え方で、例えば川棚町で国際基準のホッケー場を造りたいというときに、じゃあどこに造るか。中央公園に造りたいけども、運動施設率がそれを越えてしまっては造れないというのを、条例で定めておけば造れるようになるということになりますので、逆に、自治体にとってみれば整備が可能になるということになるというふうにご理解いただければと思います。

議 長 はい、田口議員。

2 番 田 口 はい。そうすると、今回100分の50って定められておりますが、従前よりはその上限が上がったというふうな。上限っていうのかな、ようするに割合が上がった、あるいは上がってもよいというふうになったということですかね。

議 長 はい、建設課長。

建 設 課 長 国の政令での割合は変わりません。参酌して自治体の条例で定めてよいということになったということです。以上です。

議 長 はい、三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。例えばですよ、中央公園でいえばどの部分がですね、公園施設というものかですね。例えばいろんな野球場とかありますよね、そういった、どこで区分をされているのかお尋ねします。

議 長 はい、建設課長。

建 設 課 長 はい。運動施設の定義についてだと思しますのでお答えいたします。まず、中央公園でいきますと運動広場、野球場、ゲートボール場、体育館、ローンボウルズ場、テニスコート。次に、城山公園でいきますと運動広場。その他の公園では広場としか定義がございませんので、その分については運動施設以外ということでありまして。ちなみに、中央公園で48.1%の施設率となっております。以上です。

議 長 はい、田口議員。

2 番 田 口 今の説明で、中央公園は運動広場とか野球場とかゲートボールとか体育館とか、ほとんどすべてなので、はるかに50%を超えているんじゃないかという感じで思われましたけど、それでも48.1なんですか。そこがちょっと信じられない感じがしますが。

議 長 はい、建設課長。

建 設 課 長 はい。では中央公園の都市公園の面積が7万1,657㎡。運動施設の面積が3万4,445㎡で48.1%というふうになります。以上です。

議 長 はい、高以良議員。

1 0 番高以良 表現の問題ですが、改正案では100分の50とするというふうに、100分の50と決めてありますけども、この表現では100分の50でなければならないというふうにとれますけど、100分の50以内とするとか、そういう文字が抜けているような気がするんですけど、いいんでしょうか。

議 長 はい、建設課長。

建 設 課 長 はい。実は長崎県の条例改正案も取り寄せておりますが、長崎県の条例改正案でも100分の50とするというふうになっておりますので、そこを参考にしながらさせていただきました。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。はい、山口議員。

1 番 山 口 表現の問題でですね、100分の50を超えないと100分の50とするというのはですね、100分の50を含むか含まないかであってですね、その差はわずかなんですよね。数字上から言えば。なんかそこを50というのはこだわる意味合いがあるのかどうかですよね。いわゆる、端的に言えば49.999いくら%であればですね、100分の50は超えないわけですから、なんかその数字的にですね超える、50とするという意味合いがどこにあるのかっていうのをちょっとお尋ねしたいんですけど。

議 長 はい、建設課長。

建 設 課 長 はい。お答えいたします。100分の50の意味合いですが、法の基準を参酌して100分の50とさせていただいたところでありませ

議 長 発言はよかですか。はい、じゃあ毛利議員。

5 番 毛 利 私も関連なんですけど、確認で、これだけならたぶん皆さんわからないと思うんで、政令第8条を教えてください。

議 長 はい、建設課長。

建 設 課 長 はい。では失礼いたしました、では政令第8条を読み上げたいと思います。「政令第8条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を参酌して当該都市公園を設置する地方自治体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあっては、100分の50）を超えてはならない。」ということでもありますので、100分の50を超えてはならないというふうに解釈としていただければと思います。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。はい、三岳議員。

3 番 三 岳 ちょっと今、100分の50という話で、先ほど課長の方から3万4,000㎡という説明があったんですけども、例えば敷地もと、今、政令の中の言葉で敷地を含むという表現があったと思うんですが、先ほど質問しました中央公園のですよ、例えば野球場の敷地は入るんですよと。運動広場ですか、そちらの方は入らないですよと、そういう分け方をしているのでしょうか。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい、お答えをいたします。運動施設の面積に入っている施設を再度読み上げます。中央公園の運動広場ですね、グラウンドゴルフとかを行う運動広場、それから野球場、ゲートボール場、体育館、ローンボウルズ場、テニスコートで3万4,445㎡でございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

「な し」の声あり

議 長 はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第9号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(13:57)

(…休憩…)

(14:15)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 はい。次に日程第12、議案第10号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第10号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本改正案は平成30年4月1日より、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、川棚町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたのでご提案申し上げます。

なお、改正の内容につきましては健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の内容についてご説明いたします。

先ほど町長が申し上げたとおり、今回の改正は持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う条例改正案であります。国民健康保険法施行令において、これまで国民健康保険運営協議会の位置付けは市町村に限られておりましたが、国保の広域化に伴い都道府県にも運営協議会の設置義務が生じ、市町村の運営協議会、都道府県の運営協議会と区別して位置付けられることとなりました。このことによりまして、条例内の名称等の変更や所要の規定の整備を行うものであります。

それでは、新旧対照表によりましてご説明いたします。

目次の第1章、第2章は、今回の改正案に伴う題名の変更であります。第1条では国民健康保険のあとに「の事務」を加え、「定め」の送り仮名の変更を行っております。第1章の名称、見出しの変更もこの第1条の改正をもとに変更しております。

第2条では先ほど説明しました施行令改正に伴い、「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に変更しております。第2章の名称、見出しの変更も、この第2条の改正をもとに変更しております。

なお、今回の改正案につきましては、国の示す条例の参考例に合わせて改正をしております。改正文にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 改正によって、第1章は「川棚町が行う国民健康保険の事務」となっておりますが、第2章は「市町村の」ってなっているので、要するに第2章は川棚町のはなっていないなくて、市町村のってなっているということは、この国民健康保険事業の運営協議会というものは川棚町単独じゃなくて、市町村が共同で設置するものっていうふうに考えればよいのですか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 この第2章の「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」という表題になりますけれども、ここの部分は内部でも大変議論をされたところでございます。各市町ですね、改正の内容を見てみると、この町がとかこの市の行うとか、市町村のところですね、この町、この市と表記されているところもあれば、市の町の国民健康保険事業っていう表し方をされているところもあります。先ほど田口議員がおっしゃったように、川棚町国民健康保険、川棚町のとか川棚町国民健康保険事業と町名、市名を表題に表してある自治体がありました。本町としましては、国民健康保険法の中で国民健康保険、これは改正前なんですけれども、国民健康保険運営協議会の、をについて、市町村に国民健康保険運営協議会を置くとされております。施行令においては、国民健康保険運営協議会の組織として、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織するとして、委員の定数は条例で定めるということにされております。ここだけをですね、川棚町の条例としてはこの委員の定数だけを定めておりまして、その他は規則の方に委任をしております。規則の方では川棚町国民健康保険運営協議会として、目的であるとか職務等について詳しく定めております。そういった中で、この改正前のところ、改正前の章のところでも、以前は川棚町というのが入っておらず、国民健康保険運営協議会という表題となっております。このことから、これは施行令で定めている国民健康保険を指しているのではないかと解しまして、市町村の国民健康保険の運営協議会ということで、今回表記をしているところでもあります。また、これは国の条例の参考例をもとに作っておりますので、この表記が解釈的に間違っているとか、変更の必要性が生じたときにはまた新たに条例の改正等の然るべき対応をしていきたいと考えております。以上です。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 はい。すみません、現状を知らないまま質問をしたので今のような質問になりましたが、確認ですが、現状においても川棚町単独の国民健康保険運営協議会であると。今後も川棚町単独の運営協議会であるっていうふうに考えてよいということですね。今の答弁を聞くとそのように解釈できるように思いましたが。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。そのとおりに解釈していただいて結構です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。はい、三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。今の課長の説明、市町村のってついた場合はですよ、国とか県から見たときの表現っていうふうな感じがするんですよ。ですから、すっきりと川棚町国民健康保険運営協議会でいいのじゃないかなと思うんですが、そこは検討はされたんでしょうか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。先ほど説明したとおりこの部分については、川棚町の国民健康保険事業の運営に関する協議会でもいいんじゃないかという議論はいたしました。今回については、国の示している条例案にしたがって改正をしたというところがございます。

議 長 はい、三岳議員。

3 番 三 岳 ちなみにですよ、県に設置される運営協議会っていうのはどういう名称でしょうか。

議 長 はい、健康推進課長。

健康推進課長 すみません、存じ上げておりません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第10号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:27)

議 長 次に、日程第13、議案第11号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第11号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由をご説明いたします。

川棚町介護保険条例の保険料率につきましては、平成27年4月1日に改定し、これまで介護保険事業を運営してきたところであります。

65歳以上の方の介護保険料は、介護保険法に基づき介護保険事業計画を策定し、3年間で必要となる介護保険サービス給付費や、被保険者数の見込みなどをもとに、3年ごとに見直しが行われているところであります。平成30年度から、平成32年度までの期間は第7期介護保険事業計画の期間にあたりますが、高齢化の進行、介護給付費の増大等を勘案したうえで、第7期における介護保険料水準を定めるため、川棚町介護保険運営協議会において協議をいただき、介護保険料基準額の算定についても一定の理解を得ましたので、介護保険料率の改定について条例の一部改正を提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」の内容についてご説明いたします。

本改定に係る介護保険料の算定には、第7期介護保険事業計画において第

1号被保険者数、要介護認定者数、サービス受給者数、給付費、これらの推計をもとに介護保険料の標準額を設定しております。なお、第7期介護保険事業計画の策定委員も兼ねております介護保険運営協議会におきまして、3回の策定会議を得て基準年額を6万6,000円に設定し、運営協議会においてもご理解をいただいたところでございます。

それでは料率改定の内容についてご説明いたします。お配りしております第7期第1号被保険者介護保険料改定に伴う資料をご覧ください。A4の横長の資料になります。はい、すみません、全協で議員の皆さんにはお配りしております。

議 長 全協で配った分の資料です。今日お持ちでない方は、局長が最初に言ったようにこちらにありますので、お持ちでない方は手を挙げてください。

健康推進課長 それでは資料に沿ってご説明いたします。平成27年度に、27年度の改定におきまして、段階の設定を7段階から9段階としておりますが、今回の改正においても国の標準段階設定である9段階としております。まず、保険料の基準額ですが、先ほど説明しましたとおり年額6万6,000円、月額5,500円に設定をしております。なお、基準額に対応する段階は5段階の部分となっております。第6期に比べ年額で2,400円、月額で200円の負担増となっております。また、6期から制度改正によりまして低所得者に対する公費負担による軽減制度が導入されておりますが、第7期においても同様の負担軽減を図っていきます。それでは新旧対照表で説明いたします。新旧対照表をお開きください。

第3条は保険料率であり、対応年度を平成30年から32年度までとし、先ほど説明しました9段階のそれぞれの負担割合による年額の改定であります。第3条第2項は低所得者に対する公費負担による軽減制度分を示しており、第1段階に該当する被保険者が実際に負担する額となっております。14条につきましては介護保険法第202条第1項において文書その他の物件の提出を命じ、または職員が質問する対象者が定められたことに伴いまして、「第1号被保険者」を「被保険者」に改めるものであります。改正文にお戻りください。

附則の施行期日ですが、平成30年4月1日から施行するとしておりま

す。経過措置につきましては、改正後の川棚町介護保険条例の規定は平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例によるとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。はい、久保田議員。

4番久保田 この第7期の資料の中で、生活保護80万円以下っていうふうに書いてあって、第7期が年間2万9,700円とありますけども、この介護保険を受けられている方で、この生活保護以下の所得を受けている人数っていうか割合はどのくらいいらっしゃいますでしょうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 29年度におきまして被保険者数が4,241名、それから第1段階にあたる人が594名、構成比で14%となっております。以上です。

議 _____ **長** はい、久保田議員。

4番久保田 関連して、その介護保険を払っても、生活保護以下並みの生活になった場合に、境界層減免っていう制度があると思いますが、そういうことを積極的に町民の方にお知らせするという事はしていらっしゃいますか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 特に広報周知等はしておりません。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。はい、田口議員。

2番田口 すみません、念のため聞きます。細かいことですが、しかも今回の改正には関係がありませんが、第3条の第1項の柱書も、それから第2項もですが、保険料率って書いてあるんですが、金額を書いてあるならば率っていうのはいらぬのではないかと。すなわち率であれば100分の10とか100分の15とかいうのであろうと思いますので、金額を書いてあるので保険料でよいのではないかと思いますかどうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。率でよいのか、額とすべきじゃないのかというところ

の質問なんですけれども、ここにつきましても国の参考条例をもとにして保険料率としております。以上です。

議 **長** ほかにありませんか。

(発言なし)

議 **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」は、総務厚生委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第11号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(14:41)

議 **長** 次に、日程第14、議案第12号「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第12号「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」につきまして、提案理由をご説明いたします。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、これまで都道府県及び中核市の条例で定めることとされていた指定居宅介護支援に関する基準については、平成30年4月1日から市町村の条例で定めることとなったため、新たに「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」の制定を提案するものであります。

なお、条例の内容につきましては、健康推進課長から説明させていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは新たに条例の制定を提案する「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」についてご説明いたします。

本条例は先ほど町長が申し上げたとおり、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定居宅介護支援に関する基準を町の条例で定めるものであります。居宅介護支援事業所とは、要介護1から5までの認定者に対し、その方の能力に応じた介護サービスのケアプランを策定する事業所であります。本条例における指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準として、第1章において総則として趣旨、基本方針等、第2章において指定等に関する基準を、第3章において人員に関する基準、第4章において運営に関する基準、第5章において雑則をそれぞれ定めております。本条例における基準の設定の考え方としましては、その内容の多くが本町の実情に国の基準を上回る内容や、内容を定めるほどの特段の事情、地域性は認められないということから、原則として国の基準に基づき条例を定めることとしております。

ただし、介護予防支援の適正な提供という観点から、2点の独自基準を設けております。1つは第4条において暴力団の排除であります。本町においては川棚町暴力団排除条例があり、暴力団等による不当な影響を排除することを目的に設定をしております。そしてもう1つは32条の2項において、指定居宅介護支援の提供に関する記録の保存を2年から5年としております。この基準設定におきましては、保険者が返還を請求する返還請求は、地方自治法において過去5年間までさかのぼることができることとなっております。そのような状況になった場合、この確認が困難な事態とならないように保存期間を5年間としたものであります。

なお、附則であります。施行期日を平成30年4月1日からとしております。また、管理者に係る経過措置として平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定に関わらず、介護支援専門員を第6条第1項に規定する管理者とすることができるとしております。これは法改正によりまし

て、管理者の要件が主任介護支援専門員に変更されることによる既存のサービス事業所が、主任介護支援専門員を設置するための経過措置として定められているものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしく願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。よろしいですかね。はい、田口議員。

2 番 田 口 附則の第1項のただし書きですが、16条2項8号の規定が10月1日から施行するということの意味合いを、説明をしていただきたいと思います。

議 _____ **長** はい、健康推進課長。

健康推進課長 先ほどの質問に対しては今回答できませんので、後ほど回答することとして、回答します。よろしく願います。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議案となっております議案第12号「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」は総務厚生委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第12号「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(14:50)

議 _____ **長** 次に日程第15、議案第13号「川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求

めます。町長。

町長 議案第13号「川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由をご説明いたします。

本改正案は、平成30年4月1日より「持続可能な医療保障制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、高齢者の医療確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げるものであります。

なお、改正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは「川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の内容についてご説明いたします。

先ほど町長が申し上げたとおり、今回の改正は「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、高齢者の医療確保に関する法律が一部改正されたことに伴い、川棚町後期高齢者医療に関する条例中、被保険者の定義を一部改正するものであります。

改正内容は高齢者の医療確保に関する法律において、第55条の第2項の規定が新設をされております。この規定によりまして、後期高齢者の被保険者の住所地特例の適用条件が変更されております。

例を挙げて申し上げますと、川棚町の被保険者の方が佐賀県の嬉野市の病院であるとか施設であるとか、そういったところに住所を移されて、移されたとしたときに、その方は住所地特例国保、国民健康保険制度の住所地特例の対応になりまして、川棚町の被保険者となります。その方がその施設や病院において75歳の誕生日を迎えられたときに、国保の制度から後期高齢者の医療保険制度に変わりますので、今の制度では佐賀県の後期高齢者医療の被保険者となるということになっております。これが制度の改正によりまして、そのような場合、もといいた市町村国保の所属する後期高齢者医療保険の被保険者となるということで、長崎県の後期高齢者医療保険の被保険者となるという住所地特例の変更によるものであります。それでは新旧対照表によりましてご説明いたします。

第3条におきましては、保険料を徴収すべき被保険者として、後期高齢者医療の被保険者を定義しておりますが、第2号から第4号につきましては、住所地特例の判定パターンが示されており、それぞれが新制度の適用を受けるための改正であります。

第5号、次のページになりますけれども、第5号では先ほど説明した住所地特例適用の国保の被保険者が、施設等で75歳の誕生日を迎えられたとき、従前住所地市町村の加入する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となることを定めております。附則の、本文にお戻りください。すみません、新旧対照表の附則の改正です。この附則の改正では、附則第2条の平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例を、特例期間の終了により削除をしております。改正文にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。久保田議員。

4 番 久 保 田 ちょっとお尋ねします。ちょっとわからないので。そうしたらどこの、他の県に移ったとしても、本人が申請をしたり手続きをしたりすることなくこれに適用されていくということでもいいんですか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 その施設とか病院に住所を移された場合ということになります。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** はい、よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号「川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第13号「川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:59)

議 長 次に日程第16、議案第14号「公有水面埋立の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第14号「公有水面埋立の件」について、提案理由をご説明いたします。

長崎県が実施します、川棚港白石地区での港湾整備事業において、物揚場、野積場及び護岸の用地として801.37㎡の埋立免許を、平成29年10月19日に出願されたことに伴い、平成30年1月30日付けで公有水面埋立法第3条第1項の規定により、港湾管理者である長崎県知事から町への意見が求められましたので、異議ない旨、回答することについて同条第4項の規定による議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては建設課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 建設課長。

建設課長 それでは説明をいたします。今回、町長提案説明にありまし

たように、長崎県から港湾管理者の長であります長崎県知事に対して公有水面埋立の免許出願があつておあります。これを受けまして、長崎県より平成30年1月30日付けで縦覧告示の依頼があり、本町でも2月2日付けで免許出願の告示を行い、3週間の縦覧期間を経ておりますが、閲覧者もなく特に意見もございませんでした。

なお、白石地区の物揚場改修事業は既存の物揚場が昭和40年代に建設され、経年劣化等による老朽化が著しく、また、漁業者が転落、失礼しました、転倒するなどの事故も発生しており、安全な利用ができていなかったことと、さらに地元漁業者並びに川棚漁業協同組合の要望に伴い、実施されるものでございます。なお、同漁協の埋立に関する同意は平成28年6月27日の総会で承認をされ、平成29年8月23日付けで同意されております。

それでは議案に添付しております資料にてご説明をいたします。1枚めくっていただいでよろしいでしょうか。

まず、1枚目が地籍図でございます。埋立の位置につきましては、川棚町白石郷字城ノ辻1289番2、ここは護岸敷きですけども、の地先公有水面となっております。

2枚目をお願いします。埋立区域の面積計算の図面でございます。薄い赤色が埋立区域で、薄い黄色は埋立工事の施工区域を表しております。面積につきましては表の右、表の下、埋立区域面積801.37㎡となっております。次をお願いいたします。

3枚目が利用計画図でございます。薄い紫色が護岸、図面の左側ですね。薄い緑色が物揚場、延長が52m。薄い黄色は野積場を表現、表しております。

最後の4枚目でございます。埋立地の横断図となっております。

埋立はまず物揚場、あるいは護岸を施工し、外海と遮断した後に背後の埋土を陸上から搬入して計画高さまで仕上げる計画となっております。なお、埋立の期間につきましては平成30年度から32年度までの3カ年を予定されております。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 この鑑のところですが、長崎県知事に答申をしたいというところですが、これは先ほど説明で港湾管理者である長崎県知事に答申したいというような説明がありました。一方、この公有水面埋立の免許を出願しているのも長崎県知事ということであるわけなんです、その埋立免許を出願しているのはどういう立場の知事ですかと。そして、その埋立免許を与えるのはどういう立場の知事ですかと。こういう港湾管理者である知事が免許を与えるという立場なのか、港湾管理者である知事が免許を申請したのではないかと私は思ったりするんですけども、要するに知事の立場、出願をする、免許をする、そういった立場を説明していただきたいと思います。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。それではお答えをいたします。免許の許可権者は港湾管理者であります。その港湾管理者が長崎県知事でもあります。以上です。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 埋立免許を申請したのはどういう立場の知事でありませうか。

議 長 はい、建設課長。

建 設 課 長 お答えいたします。事業実施者の長崎県知事。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 はい。まあ、事業実施者イコール港湾を管理する、そして、その港湾を整備をしたいと思っている知事であろうと思われるので、やっぱり出願しているのも港湾管理者である知事ということにはなりませんかね。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 お答えいたします。公有水面埋立免許書の出願によりますと、出願人は長崎県、代表者が長崎県知事となっております。相手先が川棚港湾管理者、長崎県知事中村法道となっておりますので。はい。事業実施の県知事が港湾管理者の県知事に申請を、出願をしたということです。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。高以良議員。

1 0 番高以良 先ほどの説明で、埋立期間が30年度から32年度ということでしたが、最終的に野積場とか物揚場が完成するのも32年度末までには完成するというのでいいんですか。

議 長 はい、建設課長。

建設課長 はい、お答えいたします。物揚場、野積場の完成も含めて3
2年度に完成予定でございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。ありますか。はい、久保田議員。

4番久保田 ちなみに、ここを利用される組合員の人は何人いらっしゃって、この2年間の間はどこを使われるのでしょうか。今、ここを使っている組合の人、漁業組合に加入している人は何人いらっしゃって、その工事期間中はどこを使われるんですかね。

議長 建設課長。

建設課長 はい、お答えいたします。大変申し訳ありませんが、組合員数は不明でございます。利用漁港につきましては、ボーリング調査の折には川棚の平島地区を利用させていただいておりましたので、そのように考えているところでございます。

議長 はい、建設課長。

建設課長 追加で説明をさせていただきます。施設が港湾施設でございまして、直接組合員との関係での整備ではないということで、港湾の施設整備というふうにご理解いただければと思います。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号「公有水面埋立の件」の採決を行います。
お諮りします。本案はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、議案第14号「公有水面埋立の件」は、可決されました。

(15 : 14)

議 _____ 長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(15 : 14)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長

初 手 安 幸

会議録署名議員

三 岳 昇

会議録署名議員

久 保 田 和 恵